

パブリックコメント集計表

奈良市では、平成 23 年 1 月 4 日から平成 23 年 1 月 13 日までの間、「奈良市総合計画基本構想」及び「奈良市総合計画基本計画」の修正案を公表し、案の見直し箇所について意見を募集しました。

## ◆意見の提出状況

(1) 意見の提出者数 個人 32 人 (33 通)、団体 0 団体 (0 通)

(提出方法別内訳)

| 提出方法   | 個人          | 団体         |
|--------|-------------|------------|
| 持参     | 0 人 (0 通)   | 0 団体 (0 通) |
| 郵便・信書便 | 2 人 (2 通)   | 0 団体 (0 通) |
| ファクシミリ | 5 人 (5 通)   | 0 団体 (0 通) |
| Eメール   | 11 人 (12 通) | 0 団体 (0 通) |
| ホームページ | 14 人 (14 通) | 0 団体 (0 通) |

(提出者属性別内訳)

| 属 性                                |    |
|------------------------------------|----|
| 市内に住所を有する人                         | 31 |
| 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人<br>その他団体     | 0  |
| 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人               | 0  |
| 市内に存在する学校に在学する人                    | 0  |
| 案件（基本構想案）に利害関係を有する個人及び<br>法人その他の団体 | 0  |
| 不明                                 | 1  |

(2) 意見の件数 105 件

うち、対象意見（見直し箇所と関連する意見） 55 件

対象外意見（見直し箇所と関連しない意見） 50 件

| 構想・計画 | ページ | 意見の対象                               | 諮問 案                                                                                                   | 審議会小委員会意見                                                                                                                                 | パブリックコメント意見                                                                                                                       | 意見反映分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|-----|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構想    | p.3 | 2. 財政健全化の推進<br>【課題】                 | 税収入を回復するためには、産業の振興とそれに伴う雇用の創出が必要ですが、本市では、文化遺産や自然環境の保護の観点もあり、長い間企業や大学等の積極的な誘致を図ってきませんでした。               |                                                                                                                                           | 「税収入を回復する」ではなく「税収入を回復させる」にしてください。                                                                                                 | 税収入を回復させるためには、産業の振興とそれに伴う雇用の創出が必要ですが、本市では、文化遺産や自然環境の保護の観点もあり、長い間企業や大学等の積極的な誘致を図ってきませんでした。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 構想    | p.3 | 2. 財政健全化の推進<br>【課題】                 | 今後、行政としての機能を維持し、市民の暮らしを守るためには、財政の健全化を推進するとともに、産業の振興と活性化による経済基盤の強化に取り組むことが求められています。                     | 推進するとともに、産業の振興と活性化<br>【挿入】<br>奈良を生かした、奈良らしい、環境に負担をかけない 等の文言を入れた方がよい                                                                       |                                                                                                                                   | 今後、行政としての機能を維持し、市民の暮らしを守るためには、財政の健全化を推進するとともに、環境への負荷が少なく、奈良にふさわしい産業の振興と活性化による経済基盤の強化に取り組むことが求められています。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 構想    | p.4 | 4. 安全・安心のまちづくりへの対応<br>【現状】          | 近い将来、発生確率が高いとされる海溝型地震、異常気象の頻発や日常生活を脅かす重大な犯罪件数は昭和期よりはるかに多いことなど、市民生活に対する問題・不安が拡大しています。                   | 市民生活に対する問題・不安が拡大しています。<br>【修正】<br>対する→おける                                                                                                 |                                                                                                                                   | 近い将来、発生確率が高いとされる海溝型地震や近年の異常気象の頻発、また、日常生活を脅かす重大な犯罪件数は昭和期よりはるかに多いことなど、市民生活における問題・不安が拡大しています。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 構想    | p.4 | 5. 行政運営・まちづくりにおける新しいシステムの構築<br>【現状】 | 近年の厳しい財政状況の中で、行政組織の規模や果たすべき役割、民間のノウハウも取り入れた運営手法などを、従来の発想にとどまらず柔軟に考える必要が生じています。                         |                                                                                                                                           | 「近年の厳しい財政状況の中で、…生じています。」とありますが、主語がわからず全体の意味がつかみにくく感じます。                                                                           | 本市では、近年の厳しい財政状況の中で、行政組織の規模や果たすべき役割、民間のノウハウも取り入れた運営手法などを、従来の発想にとどまらず柔軟に考える必要が生じています。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 構想    | p.4 | 5. 行政運営・まちづくりにおける新しいシステムの構築<br>【現状】 | 一方で、ボランティア・NPO活動への市民の関心が高まりつつあり、様々な地域課題の解決にも主体的な役割を担っています。                                             |                                                                                                                                           | 「一方で、ボランティア・NPO活動への市民の関心が高まりつつあり、様々な地域課題の解決にも主体的な役割を担っています。」とありますが、主語が「市民の関心」なのか「市民」なのかかわからず、文章の全体の意味がつかみにくく、また前の文章との関連もよくわかりません。 | 一方で、市民の関心が高まりつつあるボランティア・NPO活動は、様々な地域課題の解決にも主体的な役割を担っています。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 構想    | p.4 | 用語解説<br>※2 新しい公共                    | 新しい公共：支え合いと活気のある社会をつくるための市民、事業者及び行政の協働の場                                                               |                                                                                                                                           | 「新しい公共」の用語説明に「事業者」とありますが、「NPO」ではないですか。「事業者」を「新しい公共」の対象とするのは、聞いたことがあります。                                                           | 内閣府の第8回「新しい公共」円卓会議(平成22年6月4日)において採択された「新しい公共」宣言では、「国民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業者」、「政府」等が一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。」と表現されています。誤解を避けるために、用語解説を次のとおり修正します。<br><br>新しい公共：支え合いと活気のある社会をつくるための「市民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業者」、「行政」等の協働の場                                                                                                          |
| 構想    | p.6 | ①「環境」の視点                            |                                                                                                        | 議会からはエコとモータリゼーションの脱却の視点が抜けているとの指摘がされました。今回の修正はこれに対してほとんど対応していませんので、不安です。P.3と基本計画4. 02の環境の政策の中で示されているような、地球規模の環境問題に呼応する姿勢を最初に明記したいかがでしょうか。 |                                                                                                                                   | 本稿では、環境の定義を「持続可能なまちを創っていく」と定義しています。持続可能な社会というと、環境ばかりが注目を浴びますが、実際には必要条件の一部に過ぎません。なぜなら、環境に優しい生活を強要しても、経済的な負担や極端な不便を強いられれば、持続することが困難になります。この章ではあえて、エコやモータリゼーションの観点を掲げておりませんが、総論における第2章重点戦略2環境の章で、「環境に配慮した市民生活や社会経済活動を促し、温室効果ガスの削減に努めるとともに～」でエコ、モータリゼーションの観点を勘案しています。<br><br>…具体的な行動に結びつけていく必要があります。【以下加筆】また、そのことが地球環境を守るという意識を醸成することにもつながります。 |
| 構想    | p.6 | ②「活力」の視点                            |                                                                                                        | 雇用以外の活力を考慮していないことが指摘されていました。産業と雇用の充実による活力と、施策1.01のコミュニティに活力をもたらすことを並列したらいかがでしょうか。                                                         |                                                                                                                                   | 「全ての市民と来訪者の広範な交流や…」と記しており、コミュニティの活性化にも言及しているので、あえて記しておりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 構想    | p.8 | 都市の将来像                              | 基本理念に掲げる「環境」、「活力」、「協働」の3つの視点を踏まえ、市民が豊かな環境の中で、多くの来訪者と交流し、にぎわいにあふれたまちで生き生きと暮らすことを目指して、次のように都市の将来像を設定します。 | 市民が豊かな環境の中で、多くの来訪者と交流し、<br>【修正】<br>来訪者だけでなく、市民どうしの交流も記すること、その上でもう少し市民にわかりやすい表現にできないか。                                                     |                                                                                                                                   | 基本理念に掲げる「環境」、「活力」、「協働」の3つの視点を踏まえ、豊かな環境の中で、市民が相互に、さらに、多くの来訪者と交流することにより、にぎわいにあふれたまちで生き生きと暮らすことを目指して、次のように都市の将来像を設定します。                                                                                                                                                                                                                       |
| 構想    | p.8 | 都市の将来像                              | 豊かな環境と交流、活力に満ちた暮らしのある世界の古都奈良                                                                           | 「都市の将来像」を変更するならば、基本方向を考慮して以下のように考えます。<br>案① 「時を超えて文化を育む世界の古都奈良」<br>案② 「時を超えて文化を育む歴史の都奈良」<br>当初案は将来像として長いという意見もあり、小委員会として再度検討いたします。        |                                                                                                                                   | 小委員会の意見として、全体会に諮ります。<br><br>都市の将来像<br>「市民が育む世界の古都奈良」をメインとし、サブタイトルを「～豊かな自然と活力あふれるまち～」とする。                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 構想・計画                                       | ページ  | 意見の対象                                         | 諮問 案                                                                                                                              | 審議会小委員会意見                                                                                                                                                                                                                                                                  | パブリックコメント意見                                                                     | 意見反映分                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------|------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構想                                          | p.8  | 3 基本方向                                        |                                                                                                                                   | 基本理念と基本方向の関係が不明瞭です。<br>P.8の上の説明のみですと、基本理念はどうなったのか、と思われる可能性があります。P.5のイメージ図にあるまちづくりというのは、基本方向と基本計画を実行することにより実現できるものでしょう。まちづくりの代わりに、基本方向を書いて、そこからさらに、右矢印で基本計画を示してはいかがでしょうか?その場合、この図はP.10の前に持ってきてもいいかと思います。<br>また、p.14の基本方向と基本計画の関係図がこの位置だと生きてきません。思い切ってP.10の前に持ってきてはいかがでしょうか。 |                                                                                 | このイメージ図は、まちづくりの基本理念である「環境」「活力」「協働」の3つの視点が、その内どれか1つでも欠けると成り立たない必要不可欠なものであるという相互関係を表現したものです。その3つの視点を踏まえて、目指す都市の将来像を定め、その将来像の実現に向けて取り組むまちづくりの方向性を「基本方向」と位置付けています。このイメージ図で、これらの関係を入れ込むことは、図が複雑になり、説明も不十分になると考えます。また、基本方向と基本計画の関係図については、基本構想と基本計画を結び付けるものと位置付けていることから、基本構想の最終章に掲げるべきとし、諮問のとおりとさせていただきます。 |
| 構想                                          | p.8  | 基本方向<br>②観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち       | 今までに培ってきた歴史的な文化遺産や自然環境などの資源を活用した国際文化観光都市としての取組について、                                                                               | 今までに培ってきた歴史的な文化遺産や自然環境などの資源を活用した国際文化観光都市としての取組について、<br>【修正】<br>文言のつながりがおかしい。取組の前に入れるべきでは                                                                                                                                                                                   |                                                                                 | 歴史的な文化遺産や自然環境などの資源を活用した国際文化観光都市として今まで培ってきた取組について、                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 構想                                          | p.8  | 基本方向<br>③歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち              | 本市が将来にわたって、歴史と未来、都市と自然、利便性と環境保全などが調和した住みやすい都市であり続けるために、                                                                           | 本市が将来にわたって、歴史と未来、都市と自然、<br>【修正】<br>歴史一過去 文言のつながりがおかしい為                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                 | 本市が将来にわたって、過去と未来、都市と自然、利便性と環境保全などが調和した住みやすい都市であり続けるために、                                                                                                                                                                                                                                             |
| 構想                                          | p.9  | 基本方向<br>⑥市民と行政が協働する健全な財政によるまち                 | 市民公益活動                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                            | 「市民公益活動団体」について、ボランティアとNPOを一緒にした定義とNPOだけとする定義がありますので、明確にする必要があると思います。            | 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例において、「市民公益活動団体」の定義を「地域自治組織(自治会その他の市内の一定の区域に住住を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。)、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。）」と定めています。各論の第1章市民生活 基本施策1-01において用語解説はしていますが、基本構想の9ページにおいても、用語解説を加えます。                                         |
| 構想                                          | p.11 | まちの指標<br>(1)目標人口                              |                                                                                                                                   | 人口増を強調した文言、説明の記述が必要。<br>人口増が税収増につながることも記したほうが良いのでは。                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                 | 「今後の施策展開を着実に実施することによる効果も見込み…」という表現に修正いたします。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 構想                                          | p.15 | 第3章 施策の大綱                                     |                                                                                                                                   | 表内の項目(基本施策)が必ずしも基本施策順になっていないのは何か意味があるのでしょうか?                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                 | 基本施策の順番に並べ替えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 総論                                          | p.7  | 重点戦略<br>3 観光                                  | 奈良市の産業、特に観光産業のビジネスモデルを構築することで、魅力的な商品開発による市内での消費の拡大と、国内外からの観光客をはじめとする交流人口の増加を図ります。                                                 | 奈良市の産業、特に観光産業のビジネスモデルを構築することで、魅力的な商品開発による市内での消費の拡大と、<br>【修正】<br>行政が主体となっているようにとれる。表記を改めるよう。<br>市内限定ではないはず。                                                                                                                                                                 |                                                                                 | 「奈良市の産業、特に、観光産業のビジネスモデルの構築を支援することで、魅力的な商品開発による消費の拡大と、」に変更します。<br>施策6-01-01の展開方向についても、「ビジネスモデルの構築を支援します。」に変更します。                                                                                                                                                                                     |
| 各論<br>第1章 市民生活<br>施策1-01-01<br>地域コミュニティの活性化 |      | 施策の展開方向                                       | 2点目<br>地域コミュニティ活動の拠点となる施設(地域ふれあい会館等)の見直しを行い、既存施設の活用を図ります。                                                                         | 見直しして活用するのではあれば、「見直すとともに、」という「既存施設の活用」の意図するところにあうように書き直しが必要。                                                                                                                                                                                                               |                                                                                 | 「地域コミュニティ活動の拠点となる施設(地域ふれあい会館等)の見直しを行うとともに、既存施設の活用を図ります。」に変更します。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 各論<br>第1章 市民生活<br>施策1-01-01<br>地域コミュニティの活性化 |      | 施策の展開方向                                       | 3点目<br>地縁組織(自治会、老人会、婦人会、子ども会、PTA等)、NPO、ボランティア団体等は、それぞれが地域で課題の解決に取り組み、成果を挙げていますが、単独での課題解決には限界があることから、より効果的な解決ができるように、各主体の協働を促進します。 | より効果的な…文言修正                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                 | 地縁組織(自治会、老人会、婦人会、子ども会、PTA等)、NPO、ボランティア団体等は、それぞれが地域で課題の解決に取り組み、成果を挙げていますが、単独での課題解決には限界があることから、効果的に解決ができるように、各主体の協働を促進します。                                                                                                                                                                            |
| 各論<br>第1章 市民生活<br>施策1-01-02<br>市民交流の活性化     |      | 目標の達成度を評価する指標<br>奈良市ボランティアインフォメーションセンターでの相談件数 |                                                                                                                                   | ボランティアインフォメーションセンターとは。説明が必要                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                 | ボランティアインフォメーションセンター:ボランティアなどの市民公益活動に関する情報の収集や発信と、相談・コーディネート業務を行うとともに、地域におけるリーダーやコーディネーターなどの人材育成を行う施設                                                                                                                                                                                                |
| 各論<br>第1章 市民生活<br>基本施策1-02<br>男女共同参画        |      | 施策を取り巻く現状と課題<br>【現状】                          | 1点目<br>○本市では、合計特殊出生率が非常に低い状況にあります。また、女性が出産・育児を経て就業を継続し、その能力を十分に発揮できる状況にあるとは言いがたく、その背景には、性別役割分担意識によるものも存在すると考えられます。                |                                                                                                                                                                                                                                                                            | 「その背景には、性別役割分担意識によるものも存在すると考えられます。」を「その背景には、性別役割分担意識も存在すると考えられます。」に変更すべきだと思います。 | ○本市では、合計特殊出生率が非常に低い状況にあります。また、女性が出産・育児を経て就業を継続し、その能力を十分に発揮できる状況にあるとは言いがたく、その背景には、性別役割分担意識も存在すると考えられます。                                                                                                                                                                                              |
| 各論<br>第1章 市民生活<br>基本施策1-02<br>男女共同参画        |      | 施策を取り巻く現状と課題<br>【現状】                          | 2点目<br>○男性は帰宅時間が遅く、長時間労働によって生活を支え、家庭生活や地域生活に充てる時間が持ちにくい環境にあります。                                                                   | 「男性は帰宅時間が遅く」とあるが、なぜ男性だけなのか、皆が納得いただけるなら良いが、性別別的な表現はどうか。<br>「帰宅時間が遅い」は必要か。労働時間の長さをあげる方が良いのでは。                                                                                                                                                                                |                                                                                 | 「本市の就業状況として、県外への就業率も高く、特に、男性は帰宅時間が遅く家庭生活や地域生活に充てる時間が持ちにくい環境にあります。」と訂正します。                                                                                                                                                                                                                           |
| 各論<br>第1章 市民生活<br>基本施策1-02<br>男女共同参画        |      | 用語解説<br>女性のエンパワーメント                           | 女性のエンパワーメント:総じて女性が「力をつけること」で、自らの意思と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもたら社会を変えていく存在となること。                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                            | 「総じて女性が」を「女性が」に変更すべきだと思います。                                                     | 女性のエンパワーメント:女性が「力をつけること」で、自らの意思と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもたら社会を変えていく存在となること。                                                                                                                                                                                                                        |

| 構想・計画                                         | ページ | 意見の対象                              | 諮問 案                                                                                                                                                                                                                                                      | 審議会小委員会意見                                                                                                                               | パブリックコメント意見                                                                                                                                                                                                       | 意見反映分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------|-----|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各論<br>第1章 市民生活<br>基本施策1-02-01<br>男女共同参画社会の実現  |     | 施策の展開方向<br>②ワーク・ライフ・バランスの推進<br>3点目 | 雇用における男女平等を確保します。                                                                                                                                                                                                                                         | 市が各事業所の男女平等の確保をすることは難しいのではないかと。                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                   | 雇用における男女平等の確保に努めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 各論<br>第1章 市民生活<br>基本施策1-03<br>人権・平和           |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【現状】               | 1点目<br>○ 社会状況の変化に伴い、家族間を含めた人間関係の希薄化の中で、高齢者や子どもに対する虐待やいじめ、ドメスティックバイオレンスが多発しています。また、年齢や民族、性別、障がいの有無等の違いによる偏見、生活・住環境の格差の解消といった面では着実に進んでいる同和地区に対する差別意識も根深く存在しています。一方、生命や身体の安全が脅かされたり個人の尊厳が傷付けられたりする事象や、インターネットの匿名性を悪用した悪質な書き込みなどの人権侵害が発生するなど、人権問題は多様化してきています。 | ドメスティックバイオレンス 用語解説が必要では                                                                                                                 | 「また、年齢や民族、性別、障がいの有無等の違いによる偏見、生活・住環境の格差の解消といった面では着実に進んでいる同和地区に対する差別意識も根深く存在しています。」とありますが、文章の意味が不明です。                                                                                                               | ドメスティック・バイオレンスの用語説明を追加します。<br>DV(ドメスティック・バイオレンス):夫婦や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力などもあります。<br><br>また、文章解釈において混乱が懸念されるため、本文を次のとおり修正します。<br>「社会状況の変化に伴い、家族間を含めた人間関係の希薄化の中で、高齢者や子どもに対する虐待やいじめ、ドメスティックバイオレンスが多発しています。また、年齢や、性別、障がいの有無、民族等の違いによる偏見・差別の現実があります。一方、生活・住環境の面では格差の解消は着実に進んでいるものの、同和地区に対する差別意識は今なお根深く存在しています。さらに、生命や身体の安全が脅かされたり個人の尊厳が傷付けられたりする事象や、インターネットの匿名性を悪用した悪質な書き込みなどの人権侵害が発生するなど、人権問題は多様化してきています。」 |
| 各論<br>第1章 市民生活<br>基本施策1-03<br>人権・平和           |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【現状】               | 2点目<br>○ 戦争体験、被爆体験者も少なくなっていく中で、唯一の被爆国として、核兵器廃絶と戦争の悲惨さ、平和の大切さを次世代に引き継いでいく必要性が高まっています。                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                         | もっともだと思いますが、漠然としていますので、取り消し線で消されている「日本非核宣言自治体協議会」「平和市長会議」に加盟し、核廃絶と平和な社会を目指した取組を進めています。」という具体的な参加表明が大事だと思います。<br>一市では、平和の問題は容易ではありませんが平和市長会議など積極的に参加されて、それを市民と共有してこそ市民の安全を守れると思います。それと国民保護法に基づく国民保護計画の見直しをご検討ください。 | 課題の3点目を、次のとおり修正します。<br><br>「平和な社会の実現のため『日本非核宣言自治体協議会』『平和市長会議』に加盟していますが、これらの団体への加盟自治体は連携しながら、市民参画による取組を進めていく必要があります。」<br><br>国民保護計画の見直しについては、基本施策4-01の中で言及しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 各論<br>第2章 教育・歴史・文化<br>施策2-01-01<br>特色のある教育の推進 |     | 施策の展開方向<br>① 教育内容の充実               | 地域を愛する心を養うとともに、環境教育や国際理解教育などを展開し、持続可能な社会の担い手を育成する世界遺産学習を推進します。                                                                                                                                                                                            | 「展開するとともに、」とした方が良い。                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                   | 環境教育や国際理解教育などを展開するとともに、地域を愛する心を養い、持続可能な社会の担い手を育成する世界遺産学習を推進します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 各論<br>第2章 教育・歴史・文化<br>施策2-02<br>青少年の健全育成      |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】               | 3点目<br>○ 子どもたちが異なる年齢集団の中で自尊感情や社会性、人との付き合い方などを学ぶ機会を提供するとともに、青少年の健全育成にかかわるボランティア活動などへの参加を更に支援する必要があります。                                                                                                                                                     | 「ボランティア活動などへの参加を更に支援する必要があります。」と課題認識されておりますが、施策2-02-01では施策の展開方向として、この課題に対応する内容が見あたらないように思えます。課題として追加するのであれば、それを受ける施策も記述される方が望ましいかと思います。 |                                                                                                                                                                                                                   | 施策の展開方向③において、「青少年の活力を広く地域活動に生かせるよう…」という項目を追加しているため、このことが、ボランティア活動をも包括するものであり、施策として記述していると考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 各論<br>第2章 教育・歴史・文化<br>施策2-02-01<br>青少年の健全育成   |     | 目標の達成度を評価する指標                      | 各中学校区少年指導委員による巡回指導回数                                                                                                                                                                                                                                      | 実質ボランティア活動による巡回ではないのか?市の指標として適切か                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                   | 少年指導委員は、全くのボランティアではなく、研修経費も含めて、活動経費として今年度7,000千円の予算を確保しているため、市が巡回回数の増加を要請することは可能であり、指標としても問題はないと思われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 各論<br>第2章 教育・歴史・文化<br>施策2-03-01<br>生涯学習の推進    |     | 施策の展開方向                            | 地域の教育力を高めるとともに、新しい公共の担い手として、その力を地域で発揮できるよう公民館での取組の充実を図ります。                                                                                                                                                                                                | 「その力を地域で発揮できるよう…」とありますが、誰を対象とした施策で、誰の力の発揮を期待しているのか、読み取りにくい様に思われます。                                                                      |                                                                                                                                                                                                                   | *地域の教育力を高めるとともに、新しい公共の担い手として、市民がその力を地域で発揮できるよう公民館での取組の充実を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 各論<br>第3章 保健福祉<br>基本施策03-01<br>地域福祉           |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】               | 3点目<br>○ 高齢者、障がい者等が自立した社会生活を営むことができるよう、地域住民や行政、事業者等が一体となってバリアフリー化のまちづくりを進める必要があります。                                                                                                                                                                       | 「バリアフリー化のまちづくり」は表現としてどうか<br>バリアフリーの用語解説も必要                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                   | 「まちのバリアフリー化を進める」に変更します。<br>「バリアフリー」の用語解説を追加します。<br>バリアフリー:高齢者や障がい者だけでなく、全ての人のにとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁をなくし、安全で安心した生活が送れる環境を整えること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 各論<br>第3章 保健福祉<br>基本施策03-01<br>地域福祉           |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】               | 6点目<br>生活保護の適正な運用を図るために、適切な実施体制の確立と自立を支援するためのケースワーカーの充足が必要です。                                                                                                                                                                                             | 「生活保護の適正な運用」は、適正に運用するのは制度ではないか?                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                   | 生活保護制度の適正な運用を図るために、適切な実施体制の確立と自立を支援するためのケースワーカーの充足が必要です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 各論<br>第3章 保健福祉<br>基本施策03-01-01<br>地域福祉の推進     |     | 施策の展開方向<br>③地域福祉推進体制の充実            | 地区社会福祉協議会を中心とした地域の活動を推進するため、奈良市社会福祉協議会と連携を図ります。                                                                                                                                                                                                           | 奈良市社会福祉協議会と連携を図ります。→「の」が抜けている。                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                   | 地区社会福祉協議会を中心とした地域の活動を推進するため、奈良市社会福祉協議会との連携を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

| 構想・計画                                          | ページ | 意見の対象                            | 諮問 案                                                                                                                                  | 審議会小委員会意見                                                              | パブリックコメント意見 | 意見反映分                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------|-----|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各論<br>第3章 保健福祉<br>基本施策03-02-03<br>子育てと仕事の両立支援  |     | 施策の展開方向<br>②児童の健全育成と子育ての支援       | 児童館においては、児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点として事業を展開し、貸館や館事業の広報を充実することにより利活用の促進に努めます。                                                        | 「貸館や館事業」の館事業とは何か。市民にはわからないと思う。                                         |             | 「貸館や児童館の自主事業」に変更します。                                                                                                                             |
| 各論<br>第3章 保健福祉<br>基本施策03-03<br>障がい者・児福祉        |     | 用語解説<br>バリアフリー                   |                                                                                                                                       | 同語句が前頁に記述されているので、用語解説は最前頁へ                                             |             | 用語解説の列記を統一します。                                                                                                                                   |
| 各論<br>第3章 保健福祉<br>基本施策03-04-01<br>高齢者福祉の充実     |     | 施策の展開方向<br>②高齢者福祉施設の整備           | 在宅生活が困難な高齢者のためのケアハウスや、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護施設等についても、介護保険事業計画に見合った整備が必要であり、これらの施設整備については民間施設の立地誘導を図ります。 | 「小規模多機能型居宅介護施設」とは？説明が必要                                                |             | 「小規模多機能型居宅介護」の用語解説を追加します。<br>小規模多機能型居宅介護：介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で継続して生活するために必要な支援を行う在宅サービスのひとつです。「通い」を中心に、本人の様態や希望に応じて、「宿泊」「訪問」のサービスを組み合わせることができます。 |
| 各論<br>第4章 生活環境<br>施策4-01-01<br>総合的な危機管理        |     | 目標の達成度を評価する指標                    | 住宅の耐震化率                                                                                                                               | 施策5-07-01 住宅の整備 に移行した方が適正かと考える。                                        |             | 住宅の耐震化の指標は、4-01-01総合的な危機管理の施策の展開方向①災害に強い都市基盤の整備の中で、耐震診断や耐震改修について記載があることから、当該箇所での指標化が妥当であると考えます。                                                  |
| 各論<br>第4章 生活環境<br>基本施策4-03<br>生活・環境衛生          |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】             | ○ 動物の愛護及び飼い犬・飼いねこの正しい飼い方を普及啓発する必要があります。                                                                                               | 「正しい飼い方」を犬・ねこに限定しない方が良いのではないか。いわゆるペット問題として、外来種の廃棄などもある。                |             | 現状の5つ目の○の「飼養放棄等」を「飼い主による無責任な飼い方や迷惑行為が多発しています。」に変更します。課題の「飼い犬、飼いねこの正しい飼い方を普及する必要があります。」は、犬、ねこの対策が市としての重要課題であるため、あえてこの表現にしています。                    |
| 各論<br>第4章 生活環境<br>基本施策4-03-02<br>生活・環境衛生の向上と増進 |     | 施策の展開方向<br>②人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進 | 動物管理施設の適正管理を図り、犬の適切な譲渡に努めます。                                                                                                          | 「動物管理施設」とは                                                             |             | 「動物管理施設」の用語解説を追加します。<br>動物管理施設：狂犬病予防法で收容した犬、市民から引取りを求められた犬・ねこの收容室と負傷動物処置室、譲渡動物(犬)飼養室等を備えた施設                                                      |
| 各論<br>第4章 生活環境<br>基本施策4-04<br>廃棄物処理            |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】             | ○ ごみ焼却灰等の埋立処理を行う奈良版清美事業は埋立量が切迫しており、安定的継続的な埋立容量を確保するために、緊急時最終処分場の整備を推進する必要があります。また、南部土地改良清美事業については、計画的な埋立てを進めコスト削減に努める必要があります。         | 「埋立量が切迫」は不適切                                                           |             | 「埋立量が切迫」を「埋立可能量が少なくなっており」に変更します。                                                                                                                 |
| 各論<br>第4章 生活環境<br>基本施策4-04<br>廃棄物処理            |     | 用語解説<br>3R                       |                                                                                                                                       | 同語句が前頁に記述されているので、用語解説は最前頁へ                                             |             | 用語解説の列記を統一いたします。                                                                                                                                 |
| 各論<br>第4章 生活環境<br>基本施策4-04-01<br>一般廃棄物の処理      |     | 目標の達成度を評価する指標                    | 家庭系ごみ排出量 【①】 t 63,876 (2009年度) 策定中<br>事業系ごみ排出量 【①】 t 43,997 (2009年度) 策定中                                                              | 目標数値が策定中で良いのか？ 数値が未定であるなら注記を入れるべき。                                     |             | 現状値は2009年度の実績を入れ、目標値は※として空欄とし、下段に注記を記入します。<br>注記：清掃業務審議会において審議中であり、目標値が決定時点で所定の手続きを経て公表させていただきます。                                                |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-03<br>交通体系               |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】             | ○ 奈良公園周辺の渋滞緩和に資するためには、パークアンドライドの利用者の一層の増加に努める必要があります。                                                                                 | 渋滞緩和に資するためには「公共交通機関の利用促進を図ると共に」を追加すれば良いのは                              |             | ○ 奈良公園周辺の渋滞緩和に資するためには、公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの利用者の一層の増加に努める必要があります。                                                                         |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-04<br>道路                 |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【現状】             | ○ 高度経済成長時代に大規模開発された多くの住宅地における道路補修の時期が来ています。                                                                                           | 道路補修に関する現状分析が記述されていますが、それに対応する課題が示されておりません。できれば、課題として列挙しておく方が良いかと思います。 |             | 課題の3つ目「道路の新設・改良・・・」を「道路の新設、改良、補修・・・」に改めます。なお、施策の展開方向には、「補修」と記しています。                                                                              |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-04<br>道路                 |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】             | ○ 市民生活に支障を来たしている道路の新設・改良を進める必要があります。                                                                                                  | 表現を分かりやすく修正した方が良い。                                                     |             | 市民生活に支障を来している狭い道路が多いため、道路の新設・改良や備わった道路の補修を進める必要があります。                                                                                            |

| 構想・計画                                   | ページ | 意見の対象                       | 諮問 案                                                                       | 審議会小委員会意見                                                                                                                                                                                                   | パブリックコメント意見 | 意見反映分                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------|-----|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-04-01<br>道路整備の推進  |     | 展開方向                        |                                                                            | 基本施策の課題にて示されており「歩行者にとって安全で安心な道路に改善整備する必要」、「人にやさしいユニバーサルデザインの道路づくり」に対応する内容が記載されていない様に思えます。できれば、②生活道路の新設・改良の内容として、何か触れておく方が良いかと思えます。<br>ユニバーサルデザインの使い方を検討すべき<br>ユニバーサルデザインの考え方を入れた方が良い。バリアフリーとの違いを明確にする必要がある。 |             | 個々の施策の展開方向の中で、ユニバーサルデザインについて記述していませんが、施策の目標の中で道路整備におけるユニバーサルデザインの考え方を包括的に述べています。                                                                                                  |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-04-01<br>道路整備の推進  |     | 展開方向                        |                                                                            | ユニバーサルデザインの用語解説が必要                                                                                                                                                                                          |             | ユニバーサルデザイン：社会資本・交通の整備について、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすい」という考え方。<br>(ユニバーサルデザイン政策大綱【平成17年7月 国土交通省】より)                                                                                       |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-06<br>公園・緑地       |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【現状】        |                                                                            | 緑の基本計画の都市緑化に関わることを【課題】に対応する内容を記述した方が良い。                                                                                                                                                                     |             | ○ 公共施設や民有地等の緑化推進による都市環境向上の意識が高まっています。<br>○ 公園・緑地は、市民のレクリエーションや憩いの場だけでなく、生物の生息・生息地等の自然環境保全に資するなどの重要な役割を担っています。<br>を追記します。                                                          |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-06<br>公園・緑地       |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】        | ○ 市民や地域が行う緑化活動に対して一層の支援が求められています。<br>○ 市民参画による都市緑化が求められています。               | 一文にすれば良いのでは                                                                                                                                                                                                 |             | ○ 市民や地域が行う都市緑化や緑化活動に対して一層の支援が求められています。                                                                                                                                            |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-06<br>公園・緑地       |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】        | ○ 緑やビオトープ、生態系等の保全が求められています                                                 | ビオトープの用語解説が必要                                                                                                                                                                                               |             | ビオトープ：生き物の住む空間という意味で、野生生物が共存している生態系、生息空間                                                                                                                                          |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-06-01<br>公園・緑地の整備 |     | 施策の展開方向<br>①公園・緑地の管理や運営の多様化 | 公園ボランティアやグリーンサポート制度※などを活用することによって、公園利用者のニーズに対応することができるよう管理・運営の多様化と拡充を図ります。 | 「公園ボランティア」の用語解説が必要                                                                                                                                                                                          |             | 公園ボランティア制度：公園・緑地への愛着を持って清掃や樹木のせん定、草花の植え付け等の活動을自主的に行う個人又は団体を市が支援する制度<br><br>グリーンサポート制度も補足いたします。<br>グリーンサポート制度：公園を快適・安全に利用できるようにするために、一年を通して公園の美化・維持管理・点検等の自主的活動を行う地域の団体に報奨金を交付する制度 |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-07-01<br>住宅の整備    |     | 施策の名称                       | 住宅の整備                                                                      | 市が住宅の整備に関わることができるのは「市営住宅」に限られる。居住環境の整備や安全で快適な環境を促進することも大切になる。<br>「住宅の整備」→「居住環境の整備促進」とした方が良いのでは。                                                                                                             |             | 施策5-07-01<br>居住環境の整備促進                                                                                                                                                            |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-07-01<br>住宅の整備    |     | 施策の目標                       | ゆとりをもって住み続けられる安全で快適な居住環境を創出するとともに、高齢者や障がい者等が安心して生活できる住まいづくりを進めます。          | 高齢者や障がい者等が安心して生活できる<br>【修正】<br>全ての人 に修正した方が良い。<br><br>・・・住まいづくりを進めます→促進します。にした方が良い。                                                                                                                         |             | ゆとりをもって住み続けられる安全で快適な居住環境を創出するとともに、全ての人が安心して生活できる住まいづくりを促進します。                                                                                                                     |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-07-01<br>住宅の整備    |     | 目標の達成度を評価する指標               |                                                                            | もう1つ指標を加えたらどうか。<br>都市景観形成地区→補助制度があるので、その部分が指標にはならないか？                                                                                                                                                       |             | 補助対象は、ならまちに限定されていて例年、10件以内であり、一定額の自己資金も必要なため、経済状況にも左右され、達成度評価とはなりにくいと考えます。                                                                                                        |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-07-01<br>住宅の整備    |     | 施策の展開方向<br>①安全で快適な住宅の整備     |                                                                            | 「安全で快適な住宅の整備」→「安全で快適な居住環境の整備促進」に変更した方が良い。                                                                                                                                                                   |             | 安全で快適な居住環境の整備促進に変更します。                                                                                                                                                            |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-08<br>上水道         |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】        | ○ 給水量の減少と更新需要の増加により、財政の見通しは、公営企業として潤沢な留保資金を持たない、更に厳しい財政状況が予測されます。          | 表現を分かりやすく修正した方が良い。                                                                                                                                                                                          |             | ○ 給水量の減少と更新需要の増加により、公営企業として必要な留保資金が減少していくことから、財政の見通しは、更に厳しい状況が予測されます。                                                                                                             |
| 各論<br>第6章 経済<br>施策6-01<br>観光            |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【現状】        | ○ 宿泊施設が不足しています。                                                            | 「宿泊施設」を「様々なニーズに対応できる宿泊施設」に変更すれば良いのでは                                                                                                                                                                        |             | ○ 様々なニーズに対応できる宿泊施設が不足しています。                                                                                                                                                       |
| 各論<br>第6章 経済<br>施策6-01-01<br>観光力の強化     |     | 展開方向①の1点目                   | 観光産業のビジネスモデルの構築に努めます。                                                      | ビジネスモデルの用語解説が必要では                                                                                                                                                                                           |             | 総論 重点戦略3 観光の文章に追記します。<br>奈良市の産業、特に、観光産業が経済発展につながるような仕組みとして、ビジネスモデルを構築することで、魅力的な商品開発による市内での消費の拡大と、国内外からの観光客をはじめとする交流人口の増加を図ります。                                                    |

| 構想・計画                                           | ページ | 意見の対象                       | 諮問 案                                                                                             | 審議会小委員会意見                                                                                                                          | パブリックコメント意見 | 意見反映分                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------|-----|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各論<br>第6章 経済<br>施策6-01-01<br>観光力の強化             |     | 展開方向①の7点目                   | 高級・安価、高齢者・外国人向けなど多様な選択肢のある宿泊施設の提供と増強を図ります。                                                       | 奈良市として対応できることは、宿泊施設の提供ではなく、宿泊施設の誘致や新設に対する補助制度などの創設ではないかと思います。この点を踏まえて、より正確に記述されることを望みます。                                           |             | 「……提供と増強を図ります。」→「……提供と増強を図るための支援に努めます。」に変更します。                                                                                                                  |
| 各論<br>第6章 経済<br>施策6-01-01<br>観光力の強化             |     | 展開方向②の4点目                   | 円滑に移動できるよう、渋滞対策やパークアンドライドの推進、自転車利用の利便性向上など交通機能の向上を図ります。                                          | 「円滑に移動できるよう公共交通の利用促進を図り」を追記すべきでは                                                                                                   |             | 「観光客が円滑に移動できるよう、公共交通機関の利用を促進するとともに、渋滞対策として、パークアンドライドや自転車利用を推進することにより交通機能の向上を図ります。」                                                                              |
| 各論<br>第6章 経済<br>施策6-03<br>農林業                   |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【現状】        | ○ 農産物価格の低迷による収益の悪化により生産者の経営は厳しい状況にあります。                                                          | 「農産物価格の低迷による収益の悪化」→「農業経営の不安定化」と訂正すべき                                                                                               |             | ○ 農業経営の不安定化により生産者の経営は厳しい状況にあります。                                                                                                                                |
| 各論<br>第6章 経済<br>施策6-03<br>農林業                   |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】        | ○ 里山の保全やそこに住む生き物の住息環境※2への関心を高める必要があります。                                                          | 住息環境は生息空間とは異なるのか。文言が難しいのでは                                                                                                         |             | ○ 里山の保全やそこに住む生き物の生息空間への関心を高める必要があります。<br>住息環境の用語解説は削除します。                                                                                                       |
| 各論<br>第6章 経済<br>施策6-03-01<br>農林業の振興             |     | 施策の展開方向<br>④農村地域の活性化        | 農林業の振興策として農林産物直売所を整備し、地域直売所、農産物加工所等との連携した総合的な管理体制づくりを図ります。                                       | 連携した一連携による                                                                                                                         |             | 農林業の振興策として農林産物直売所を整備し、地域直売所、農産物加工所等との連携による総合的な管理体制づくりを図ります。                                                                                                     |
| 各論<br>第6章 経済<br>施策6-03-01<br>農林業の振興             |     | 施策の展開方向<br>⑤林業の振興           | 放置林による森林荒廃の防止を図るため、造林、間伐等の森林整備による林業従事者雇用の確保を図ります。                                                | 森林整備と林業従事者雇用の確保を並列して記すように訂正すれば                                                                                                     |             | 放置林による森林荒廃の防止を図るため、造林、間伐等の森林整備と林業従事者雇用の確保を図ります。                                                                                                                 |
| 各論<br>第6章 経済<br>施策6-04-01<br>商工・サービス業の振興        |     | 展開方向③の2点目                   | 地域産業の発展と雇用の創出を図るため、企業誘致に努めます。                                                                    | 基本施策6-04の課題に記載の内容「○ 地域経済の活性化や雇用環境の改善のため、企業誘致や起業を促進する必要があります。」と差別化が図られていない様に思われます。課題を踏まえて、それを改善するための施策の方向性を示すという形式を守る方が分かりよいかと思います。 |             | 地域経済の活性化や雇用環境の改善のためには、企業誘致や起業を促進していかなければならないという、根本的な課題があります。その課題処理として、展開方向「③産業の支援と地域経済の活性化」の中で、コミュニティビジネスの創業や農商工連携の支援及び企業誘致といった具体的な方策を再度掲載する必要がありますので、変更は行いません。 |
| 各論<br>第6章 経済<br>施策6-04-01<br>商工・サービス業の振興        |     | 展開方向③の3点目                   | 奈良の伝統工芸と伝統産業の継承・発展のため、制作体験やイベントを通じて情報発信を行い、販路拡大に努めます。特に緊急の課題である伝統工芸の後継者問題については、研修制度等により育成を支援します。 | …販路拡大に努めます。→工芸品等の販路拡大に                                                                                                             |             | 奈良の伝統工芸と伝統産業の継承・発展のため、制作体験やイベントを通じて情報発信を行い、工芸品等の販路拡大に努めます。特に、緊急の課題である伝統工芸の後継者問題については、研修制度等により育成を支援します。                                                          |
| 各論<br>第7章 基本構想の推進<br>施策7-01<br>市政情報の発信・共有       |     | 施策を取り巻く現状と課題                |                                                                                                  | 現状が4つに対し課題が2つですか？                                                                                                                  |             | 課題に2点追記します。<br>○ 複雑化・多様化している市民ニーズを的確にバランスよくとらえる必要があります。<br>○ 情報の迅速な提供と更新が必要です。                                                                                  |
| 各論<br>第7章 基本構想の推進<br>施策7-01-01<br>開かれた市政の推進     |     | 施策の展開方向<br>①市政情報の提供         |                                                                                                  | 情報の更新と鮮度をどうするのかについて記入が必要。                                                                                                          |             | 市政情報入手についての市民ニーズの把握に努めるとともに、しみんだよりをはじめ、幅広い広報手段を利用し、迅速かつきめ細かな情報提供を図ります。                                                                                          |
| 各論<br>第7章 基本構想の推進<br>施策7-01-01<br>開かれた市政の推進     |     | 施策の展開方向<br>②市政に対する提言、要望等の反映 | 奈良市自治連合会など地域の組織や団体の協力を得て、地域の市政に対する提言、要望等をまちづくりに反映させています。                                         | 「…反映させています。」を「反映させます。」すれば良い。                                                                                                       |             | 奈良市自治連合会など地域の組織や団体の協力を得て、地域の市政に対する提言、要望等をまちづくりに反映させます。                                                                                                          |
| 各論<br>第7章 基本構想の推進<br>施策7-02-01<br>市民との協働による市政運営 |     | 目標の達成度を評価する指標               |                                                                                                  | 公募委員が占める割合については、公募委員の入ることができる委員会数の増加か、委員人数の増加か、2つを指標とすべきか要検討。                                                                      |             | 今後、公募委員の参加する委員会数も増加とともに委員人数の増加に取り組むので、指標は「審議会委員のうち公募委員が占める割合」とします。                                                                                              |
| 各論<br>第7章 基本構想の推進<br>施策7-04<br>行財政運営            |     | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】        | 5点目<br>○ 厳しい財政運営が続く中、財政規律を一層高めることや監査機能を充実させる必要があります。                                             | 「財政規律を一層高めることや監査機能を充実させる…」について、「財政規律」を言い換えれば「コスト意識」、「監査機能の充実」を言い換えれば「コンプライアンスの充実と行政の内部統制」のこと。監査機能の充実だけでは不十分ではないか。                  |             | 厳しい財政運営が続く中、財政規律を一層高めるとともに、法令遵守と行政の内部統制を推進する必要があります。                                                                                                            |
| 各論<br>第7章 基本構想の推進<br>施策7-04-01<br>効率的な行財政運営     |     | 目標の達成度を評価する指標               | 将来負担比率                                                                                           | 「将来負担比率」の用語解説が必要                                                                                                                   |             | 将来負担比率<br>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(標準的な状態で通常収入が見込まれる市税、地方交付税などの地方公共団体の一般財源の総量)に対する比率                                                                          |
| 各論<br>第7章 基本構想の推進<br>施策7-04-01<br>効率的な行財政運営     |     | 施策の展開方向<br>① 健全な財政運営        | 4点目<br>財政規律を一層高め、監査機能の充実に努めます。                                                                   | 「財政規律を一層高めることや監査機能を充実させる…」について、「財政規律」を言い換えれば「コスト意識」、「監査機能の充実」を言い換えれば「コンプライアンスの充実と行政の内部統制」のこと。監査機能の充実だけでは不十分ではないか。                  |             | 財政規律を一層高め、法令遵守と行政の内部統制の推進に努めます。                                                                                                                                 |

| 構想・計画                                     | ページまたは修正箇所                                     | 諮問 案                                                                                                                                                   | 事務局修正                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構想                                        | p.6                                            | ②「活力」の視点<br>5行目<br>本市では、いままで環境保護を重視して、・・・<br>8行目<br>広範な交流を築き上げることに取り組むことを重視しています。                                                                      | ②「活力」の視点<br>5行目<br>本市では、 <u>今まで</u> 環境保護を重視して、・・・<br>8行目<br>広範な交流を築き上げることに <u>取り組むことが求められています。</u>                                                               |
| 総論                                        | p.7<br>第2章 重点戦略<br>重点戦略<br>2 環境<br>(主力となる基本施策) | 環境保全 基本施策4-02 廃棄物処理 基本施策4-04<br>景観 基本施策5-02 学校教育 基本施策2-01<br>文化遺産の保護と継承 基本施策2-04                                                                       | <u>学校教育 基本施策2-01 文化遺産の保護と継承 基本施策2-04</u><br><u>環境保全 基本施策4-02 廃棄物処理 基本施策4-04</u><br><u>景観 基本施策5-02</u>                                                            |
| 各論<br>第1章 市民生活<br>基本施策1-03<br>人権・平和       | 施策を取り巻く現状と課題<br>【現状】                           | 一方、生活・住環境の面では、格差の解消は着実に進んでいるものの、同和地区に対する差別意識は今なお根深く存在しています。一方、生命や身体の安全が脅かされたり個人の尊厳が傷付けられたりする事象や、インターネットの匿名性を悪用した悪質な書き込みなどの人権侵害が発生するなど、人権問題は多様化してきています。 | 一方、生活・住環境の面では、格差の解消は着実に進んでいるものの、同和地区に対する差別意識は今なお根深く存在しています。 <u>さらに</u> 、生命や身体の安全が脅かされたり個人の尊厳が傷付けられたりする事象や、インターネットの匿名性を悪用した悪質な書き込みなどの人権侵害が発生するなど、人権問題は多様化してきています。 |
| 各論<br>第1章 市民生活<br>基本施策1-03-01<br>人権と平和の尊重 | 施策の展開方向<br>①人権教育の推進                            | 1点目<br>指導者としての資質と共に実践的な指導力の向上を図るため、計画的・体系的な人権教育研修を実施します。<br>2点目<br>確かな人権意識の芽生えと情操豊かな幼児、児童及び生徒を育成するため、人権学習教材を作成し、活用を図ります。                               | 1点目<br>指導者としての資質と実践的な指導力の向上を図るため、計画的・体系的な人権教育研修を実施します。<br>2点目<br>確かな人権意識の芽生えを <u>促すとともに</u> 情操豊かな幼児、児童及び生徒を育成するため、人権学習教材を作成し、活用を図ります。                            |



# 修正一覧表(事務局)

# 資料3

|                                               |                          |                                                                                                           |                                                                                                           |
|-----------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各論<br>第2章 教育・歴史・文化<br>施策2-01<br>学校教育          | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】     | 3点目<br>○ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査等を活用し、児童生徒の実態を把握します。また、その結果を分析し、明らかになった課題の克服を目指し、運動する機会や中学校の運動部活動の充実を図る必要があります。 | 3点目<br>○ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査等を活用し、児童生徒の実態を把握するとともに、その結果を分析し、明らかになった課題の克服を目指し、運動する機会や中学校の運動部活動の充実を図る必要があります。 |
| 各論<br>第2章 教育・歴史・文化<br>施策2-01-03<br>義務教育の充実    | 施策の目標                    | 国際文化観光都市、世界遺産のあるまちの中で、子どもたち一人ひとりの個性と創造力を大きく伸ばし、人間尊重と社会連帯の精神を下として、たくましく生きる力を育成します。                         | 国際文化観光都市、世界遺産のあるまちの中で、子どもたち一人ひとりの個性と創造力を大きく伸ばし、人間尊重と社会連帯の精神を基本として、たくましく生きる力を育成します。                        |
| 各論<br>第2章 教育・歴史・文化<br>施策2-03<br>生涯学習          | 施策を取り巻く現状と課題<br>【課題】     | 2点目<br>○ 市民がもつ豊富な知識や経験を生かすことで、地域の活性化を図る必要があります。                                                           | 2点目<br>○ <u>地域の活性化を図るために、市民がもつ豊富な知識や経験を生かす必要があります。</u>                                                    |
| 各論<br>第2章 教育・歴史・文化<br>施策2-03-02<br>図書館の充実     | 施策の展開方向<br>②子ども読書活動の推進   | 1点目<br>家庭・学校・地域等のあらゆる機会と場所において積極的に取り組みます。                                                                 | 1点目<br>家庭・学校・地域等のあらゆる機会と場所において、 <u>子ども読書活動の推進に積極的に取り組みます。</u>                                             |
| 各論<br>第3章 保健福祉<br>基本施策03-02-01<br>子育て支援の推進    | 施策の目標                    | また、児童虐待は、誰にでも起こりうる身近な問題と捉え、地域ぐるみで取り組む体制づくりを推進し、虐待が起こらないまちづくりを目指します。                                       | また、児童虐待を誰にでも起こりうる身近な問題と捉え、地域ぐるみで取り組む体制づくりを推進し、虐待が起こらないまちづくりを目指します。                                        |
| 各論<br>第3章 保健福祉<br>基本施策03-02-02<br>ひとり親家庭の支援   | 施策の展開方向<br>①ひとり親家庭の経済的支援 | 2点目<br>医療費の一部助成の対象者である母子家庭に父子家庭を加え、ひとり親家庭に拡大し、子育てをしやすいまちを目指します。                                           | 2点目<br>医療費の一部助成の対象者を母子家庭に <u>だけでなく</u> 、父子家庭も加え、子育てをしやすいまちを目指します。                                         |
| 各論<br>第3章 保健福祉<br>基本施策03-02-03<br>子育てと仕事の両立支援 | 施策の目標                    | 保育所等に子育てに関する地域の中心的施設として情報提供や子育て相談の機能を担わせ、適正規模による適正配置や保育サービスの充実などにより、子育てと仕事の両立支援を目指します。                    | 保育所等が子育てに関する地域の中心的施設として情報提供や子育て相談の機能を担い、適正規模による適正配置や保育サービスの充実などにより、子育てと仕事の両立支援を目指します。                     |

# 修正一覧表(事務局)

# 資料3

|                                               |                            |                                                                                            |                                                                                               |
|-----------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各論<br>第3章 保健福祉<br>基本施策03-02-03<br>子育てと仕事の両立支援 | 施策の展開方向<br>①保育環境の充実        | 2点目<br>待機児童の解消や子育てと仕事の両立支援のため民間活力による保育所整備を充実させ、幼稚園・保育所から認定こども園※2への転換を促進します。                | 2点目<br>待機児童の解消や子育てと仕事の両立支援のため民間活力による保育所整備を図るとともに、幼稚園・保育所から認定こども園※2への転換を促進します。                 |
| 各論<br>第3章 保健福祉<br>基本施策03-02-03<br>子育てと仕事の両立支援 | 施策の展開方向<br>②児童の健全育成と子育ての支援 | 3点目<br>安心安全な学童保育を実施するため、指導員、学校等との連携の強化を図ります。                                               | 3点目<br>安全安心な学童保育を実施するため、指導員、学校等との連携の強化を図ります。                                                  |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-03-01<br>交通利便性の向上       | 施策の展開方向<br>①交通渋滞の緩和        | 1点目<br>パークアンドライド事業の推進<br>奈良公園を中心に発生する交通渋滞を緩和するために、観光客に駐車場を無料開放し、パークアンドバスライドとサイクルライドを実施します。 | 1点目<br>パークアンドライド事業の推進<br>奈良公園を中心に発生する交通渋滞を緩和するために、観光客に市役所駐車場を無料開放し、パークアンドバスライドとサイクルライドを実施します。 |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-03-01<br>交通利便性の向上       | 施策の展開方向<br>①交通渋滞の緩和        | 3点目<br>世界遺産の集積する奈良公園周辺への車の流入を減少させるために、本市を訪れる観光客の交通手段を車から公共交通機関に転換を図る施策を実施します。              | 3点目<br>世界遺産が集積する奈良公園周辺への車の流入を減少させるために、本市を訪れる観光客の交通手段を車から公共交通機関に転換を図る施策を実施します。                 |
| 各論<br>第5章 都市基盤<br>施策5-04-01<br>道路整備の推進        | 施策の展開方向<br>①都市計画道路の整備      | 3点目<br>都市活動の中心地である主要駅と周辺の生活拠点や観光拠点を機能的に結ぶ誘導路として整備していきます。                                   | 3点目<br>都市活動の中心地である主要駅と周辺の生活拠点や観光拠点を機能的に結ぶ誘導路を整備していきます。                                        |

|                                     |                          |                                                               |                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各論<br>第6章 経済<br>施策6-03-01<br>農林業の振興 | 施策の展開方向<br>①農業生産基盤と施設の整備 | 2点目<br>農業経営の発展・改善を目的に作業機械化による省力化及び低コストを図り、生産性の向上と農業の合理化を進めます。 | 2点目<br>農業経営の発展・改善を目的に作業の機械化による省力化及び低コスト化を図り、生産性の向上と農業の合理化を進めます。                                                                                                                                                             |
| 各論<br>共通                            | レイアウトの修正                 |                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語解説の統一(最前頁に記述、用語解説無記載頁は表記しない)</li> <li>・目標の達成度を評価する指標の空欄を削除</li> <li>・表等に用いられている※を用語解説と区別するため、注)と表記する。</li> <li>・表等に用いられているタイトルは表等の上段で表記する</li> <li>・引用資料については、……から に統一</li> </ul> |

※資料4-1及び資料4-2の本文は、省略します。  
(会議の結果を受けて完成した答申を、別途公開します。)

# 奈良市基本構想(案)

## 答 申 (案)

平成 23 年 1 月 日  
奈良市総合計画審議会

# 奈良市基本計画(案)

## 答 申 (案)

平成 23 年 1 月 日  
奈良市総合計画審議会

# 目 次

## 奈良市基本計画 総論

### 第1章 前期基本計画策定に当たって

- 1 基本計画の目的 . . . . .
- 2 前期基本計画の目標年度 . . . . .
- 3 計画フレーム
  - 1. 人口の見通し . . . . .
  - 2. 土地利用の方向 . . . . .

### 第2章 重点戦略 . . . . .

### 第3章 計画の実現に向けて . . . . .

## 奈良市基本計画 各論

|     |                    |
|-----|--------------------|
|     | 体系図 . . . . .      |
| 第1章 | 市民生活 . . . . .     |
| 第2章 | 教育・歴史・文化 . . . . . |
| 第3章 | 保健福祉 . . . . .     |
| 第4章 | 生活環境 . . . . .     |
| 第5章 | 都市基盤 . . . . .     |
| 第6章 | 経済 . . . . .       |
| 第7章 | 基本構想の推進 . . . . .  |

総合計画議案撤回後の経過について

平成 22 年 12 月 7 日 議案撤回

平成 22 年 12 月 16 日 審議会（拡大）小委員会開催

※ 撤回についての説明

※ 市の修正（案）提示

※ 審議の進め方確認

平成 22 年 12 月 25 日 審議会へ諮問

平成 22 年 12 月 28 日 審議会（拡大）小委員会開催

※基本構想・基本計画総論審議

[ 平成 23 年 1 月 4 日  
 ~  
 平成 23 年 1 月 13 日正午 ] パブリックコメント実施

平成 23 年 1 月 5 日 審議会（拡大）小委員会開催

※基本計画第 1 章～第 4 章審議

平成 23 年 1 月 12 日 審議会（拡大）小委員会開催

※基本計画第 5 章～第 7 章審議

平成 23 年 1 月 17 日 審議会（拡大）小委員会開催

※ 委員の意見及びパブリックコメント対応結果審議

平成 23 年 1 月 18 日 審議会全体会

※答申（案）審議